

浄化槽管理者の皆様へ

愛知県の「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の改正により、保守点検業者は、令和2年4月から、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽の管理者に対し、「浄化槽の清掃をすべき時期」や「浄化槽の水質に関する検査を受けるべき時期」などについて書面により通知を行うことが定められました。（保守点検・清掃・法定検査などの維持管理は、以前から法律で定められているものであり、新たに加えられた訳ではありません。）

浄化槽には維持管理が必要です！

☆ 微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽は、正しく使用しないと悪臭を放ち環境汚染の原因にもなります。

そのため、浄化槽を管理（設置）されている皆様には、浄化槽法（浄化槽に関するルールを定めた法律）で、次のことが義務づけられています。

- (1) **清掃**（浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜き、関連装置・機器類の洗浄、清掃等）
→年1回以上（全ばっ気式の浄化槽は6か月に1回以上）の実施が義務づけられています。市長の許可を受けた業者に委託してください。
- (2) **保守点検**（メンテナンス：点検、調整、修理等）
→愛知県の登録を受けた業者に委託してください。上記清掃許可業者も県の登録を受けた業者です。なお、保守点検回数は浄化槽、人槽によって異なります。保守点検業者に御確認ください。
- (3) **法定検査**（設置後の水質検査「7条検査」、年1回行う定期検査「11条検査」）
→県知事が指定した次の機関（尾張旭市を含む地域の担当）が実施しています。

（一社）愛知県浄化槽協会 ☎052-481-7160

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、生活雑排水等が十分浄化されているかを確認するために不可欠な検査です。

必ず受検しましょう。

☆ 保守点検又は清掃を実施した際に、業者から受け取った記録票は、3年間保存してください。法定検査では、保守点検記録票・清掃記録票の保存状況と内容をチェックします。

尾張旭市役所 環境課 環境保全係
TEL 0561-76-8136